	て、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
（略）	（略）
（削る）	第十四条の十第二項の第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

（略）	（略）
水道法	
水道法施行規則	第二十条の十第二項第二号（第二十四条の三第六項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして適用する場合（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
（略）	（略）
水道法施行規則	第十四条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
（略）	（略）

表二　（略）

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正）

第十三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第五十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（船員保険の標準報酬月額の改定に係る届出等）	（船員保険の標準報酬月額の改定に係る届出等）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2～10　（略）	2～10　（略）
11　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下この項及び次項において「船保令」という。）第二条第一項の規定により葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号。以下「令」という。）第三条第一項の規定により読み替えられた船保令第二条第一項の規定が適用される場合においては、船保規則第七十二条第一	11　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号。以下この項及び次項において「船保令」という。）第二条第一項の規定により葬祭料付加金の支給を受けようとする者は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号。以下「令」という。）第四条第一項の規定により読み替えられた船保令第二条第一項の規定が適用される場合においては、船保規則第七十二条第一